

山口県技術革新計画承認制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、県内地場企業の創意ある成長発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地場企業の技術革新による新事業分野開拓の支援を行うとともに、技術革新に資する事業環境を整備すること等により、地場企業の新たな事業活動の促進を図り、もって県経済の健全な発展に資することを目的とする。

(技術革新計画の承認)

第2条 地場企業者は、単独で又は共同で行おうとする技術革新に関する計画（別記様式第1号。以下「技術革新計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、その技術革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、地場企業者が共同で技術革新計画を作成した場合にあっては、代表者を定め、これを提出するものとする。

2 技術革新計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、四号の記載については任意とし、関係機関への情報提供を必要とする場合に提出するものとする。

一 技術革新の目標

二 技術革新の技術的目標値

三 技術革新の内容及び実施時期

四 技術革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（提出任意）

3 知事は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る技術革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認を行うものとする。

一 当該計画の申請者が「やまぐちブランド技術研究会」の会員であること。

二 当該計画の内容が「技術の高度化」又は「新技術の開発」に類型されること。

三 当該計画の内容がやまぐちブランド技術研究会の活動テーマである「ものづくり力の高度化・ブランド化」に資するものであり、かつ、技術的目標値が明確に示されていること。

四 当該計画において、高いレベルの技術革新に向けた「技術的目標値」が設定されており、この技術革新を実現することにより、新事業展開の可能性が高いこと。

五 当該計画の内容及び事業実施体制が技術革新を確実に遂行するために適切なものであること。

(技術革新計画の変更等)

第3条 前条第一項の承認を受けた地場企業者は、当該承認に係る技術革新計画を変更しようとするときは、技術革新計画に係る変更承認申請書(別記様式第2号)により知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前条第一項の承認に係る技術革新計画に従って技術革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(承認を受けた技術革新計画に対する支援)

第4条 第2条第1項の承認を受けた地場企業者は、次の支援を受けることができる。

- 一 山口県産業技術センター等による技術支援
- 二 計画の実施のために利用する場合に、山口県産業技術センターの開放機器使用料の金額の100分の50を減額
- 三 新事業創造支援センター(開発支援室)の使用料の金額の100分の50に相当する額の範囲以内で理事長の定める額を減額
- 四 国の競争資金等の獲得に対する支援
- 五 やまぐち産業振興財団等が実施する商談会や個別マッチング等への優先的参加(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。